

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主等を定める規則を公布する。

平成28年 2 月 23 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 1 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号。以下「令」という。）第 1 条第 2 項の規則で定める大阪広域水道企業団の機関、その長又はその職員は、企業長とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第 1 項の規定によりこの者が策定する特定事業主行動計画に係る令第 1 条第 2 項の規則で定める職員は、企業長が任命する職員とする。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。